

【県域助成3】

社会福祉法人 宮城県共同募金会

令和8年度事業 社会福祉団体支援助成事業 募集要項

1 目的

県域で活動する社会福祉団体等による「広域での福祉課題の解決に向けた活動」に必要な事業経費の支援を行うことにより、県全域の社会福祉事業の活性化を図る。

2 助成対象及び助成額

(1) 助成対象団体

県広域で活動する社会福祉団体、及び更生保護協会

(2) 助成対象事業・経費

① 事業費

- ・助成額は、50万円上限とし、総事業費の75%までとする。また、全国大会等主催に伴う事業費は、50万円上限とし、総事業費の75%までとする。
- ・他の公的団体の補助・参加費徴収分は除外とする。
- ・1団体1事業（内容の異なる研修会・イベント等はいずれか）とするが、全国大会等を主催する場合はその限りとしない。
- ・継続事業の場合は、事業に係る予算内訳を具体的に記入し、事業の効果・成果を詳細に提出すること。

② 備品整備

- ・助成額は、30万円を上限とし、総事業費の75%までとする。
- ・備品購入は1備品で必要性の高い備品に限る（付属品は可）。

(3) 対象外事業・経費

- ① 他団体又は下部組織が主体となって実施される事業、もしくはそれら団体等への二次助成と認められる事業
- ② 国又は地方公共団体の責任に属すると認められる事業
- ③ 会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした事業
- ④ 申請団体の組織運営及び事務管理に係る経費
- ⑤ 飲食・宿泊・旅費等経常費
- ⑥ 広報誌等発行事業に係る直接経費（印刷製本費・発送料）以外の経費

3 募集期間

令和7年4月1日（火）～4月30日（水）※本会必着（当日消印有効）

4 助成の手続き

(1) 申請書の受付及び提出書類

助成金の交付を受けようとする法人・団体は、次の書類を県共同募金会に提出するものとする。

- ① 助成金申請書（様式第1）
- ② 助成金事業計画書（別紙1）
- ③ 助成金事業に係る収支予算書（別紙2）
- ④ 運営状況報告書（別紙3）
- ⑤ 定款又は会則
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 令和7年度事業計画書・収支予算書
- ⑧ 令和5年度事業報告書・収支決算書
- ⑨ 見積合せ点検票（別紙5）
- ⑩ 見積書、製品カタログ
- ⑪ その他本会が特に必要とする関係書類

※申請書類（①、②、③、④、⑨）は、本会ホームページからダウンロードできます。（URL:<http://www.akaihane-miyagi.or.jp>）

（2）助成決定

助成決定については、宮城県共同募金会配分委員会において、助成申請内容を精査し、必要経費の助成の可否を決定した後、助成金決定（却下）通知書（様式第2）により申請団体の長に通知する。

（3）完了報告

助成事業が完了したときは、「宮城県共同募金会 共同募金の助成に関する規程」第12条に基づき、事業実施年度終了後の1か月以内に助成金事業完了報告書（様式第5）を本会に提出すること。

6 留意事項

- （1）募金実績の状況及び事業予算枠を超える助成申請があった場合は、過去の本会からの助成状況（NHK 歳末、中央競馬馬主財団等含む）や助成申請団体の財務状況等を勘案して、財務規模の小さい団体を優先する場合がある。
- （2）募金総額と申請総額の調整等により、助成率が下がる場合がある。
- （3）継続性のある事業に対する助成については、その事業の効果・成果測定を実施のうえ、定期的に見直しをする。
- （4）備品整備については、当該年度に助成決定を受けた法人は、3年間申請をすることができない。
- （5）その他、本要項に定めのない事項については、「宮城県共同募金会共同募金の助成に関する規程」によるものとする。

附則

この要項は令和7年3月31日より施行する。